

令和5(2023)年度

危機管理マニュアル

枚方市立蹉跎中学校

2023.4.1 改定

警備体制について

【校門の管理】

1. 登校時

(1)原則として朝の開門は7時00分

(2)登校時は正門を開放。なお、生徒へは登校時刻等について、次の点を指導する。

※通常の授業時は、8時10分～8時25分間に登校すること。

※遅刻して門が閉まっている場合は、正門から入り、職員室へ行くこと。

※遅刻する場合は学校に電話連絡すること。

※朝練習で来る生徒は7時30分以降に登校すること。

(3)校門指導(8時10分～8時30分)

※校門で生徒の登校を見守る。教職員から挨拶・声かけを心がける。

2. 授業時・休憩時

(1)正門・横小門はかんぬきをかけ、ここを出入り口として使用する。

(2)来校者については、インターホンで用件を聞き、玄関での受付簿の記入と来校者カードの着用を依頼する。

3. 下校時、放課後

(1)生徒の下校の際には、正門から下校させ、交通安全指導を徹底する。

(2)来校者については、授業時と同様。

4. 休業日

(1)クラブで登校する生徒等は正門・横小門を出入り口として使用する。小門にはかんぬきをかける。

校内巡視と安全点検について

1. 校内巡視等(不審者を早期に発見するには)

(1)本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず教員カード(名札)を着用する。

(2)原則として毎休憩時間は、生徒の監督とともに、自分の近くに不審者等がないかどうか、意識的に確認するよう努める。

(3)通常は、次のような体制で、始業前に正門指導と校内巡視を実施する。

※時間帯・担当

①授業前(8時10分～8時30分) → 校門指導・生徒指導担当教師

②授業中(8時30分～15時40分) → 校内巡視・各学年教師

③クラブ活動中 → クラブ顧問

2. 安全点検

(1)学期に1回安全点検を実施。

(2)安全点検分担割り当て

①各教室・トイレ → 掃除分担教師

②準備室(理科・美術・音楽・技術家庭) → 教科担当者

③グラウンド・体育倉庫・体育館・プール → 保健体育科教師

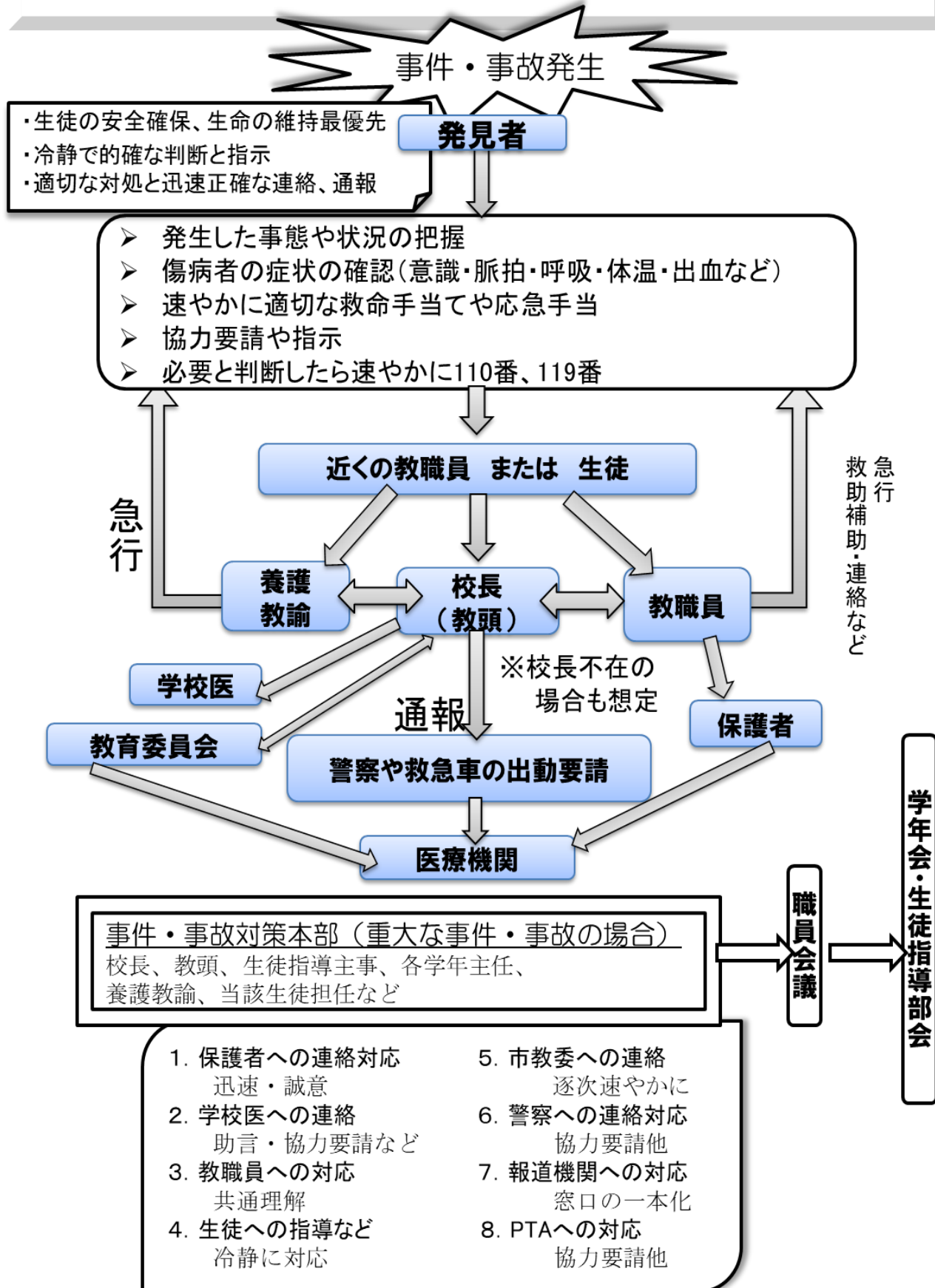
④保健室 → 養護教諭

⑤職員室 → 教頭

⑥校長室 → 校長

⑦コンピューター室 → 技術家庭科教師

事件・事故発生時の危機管理マニュアル



火災の防災対策

1. 目 標

火災や災害に当っては、生徒の生命尊重と安全を第一とし、避難完了後搬出・消火等をすみやかに行う。

2. 防火管理担当者

3. 日常の措置及び避難訓練

防火用具の点検、非常経路の安全性の確認と避難訓練の実施。

4. 組織及び役割分担

避難判断及び指示（校長） 計時・119番通報（教頭） 集合指揮（生徒指導主事）

グラウンド放送準備（進路指導主事） 校内放送（教務主任）

生徒集約 1年（学年主任） 2年（学年主任） 3年（学年主任）

救護（養護教諭）

最終見回りと避難経路上の生徒整理

生徒誘導 各学級担任

誘導担当場所 各学年副担任

消火設備について

消火器 粉末ABC10型（ドライケミカルSP-10E）

設置場所 管理棟、教室棟、体育館、技術棟は別掲、避難経路図に図示
プール棟（管理室内3本）

電気室、ポンプ室、浄化槽機械室（各1本）

使用方法 安全栓をはずし、火元にホースを向けて、強くハンドルをにぎり、掃くように吹きつける。

屋内消火栓 別掲、避難経路図に図示。計17ヶ所

消防用水（プール） 約400t（15×25×1～1.3）

消防車採水口 4ヶ所（プール北側スロープ壁面）

各々鍵は所定のキーまたはマスターキーが必要です。火災発生の際は即刻使用してください。

*消火設備は常々管理点検すること。

避難訓練及び非常時の行動について

避難訓練の目的 1. 非常時に冷静、的確な判断、態度がとれるようにする。
2. 迅速な行動と確実な人員確認をはかる。

避難訓練の計画 特活で事前指導を徹底し、年1回実施する。

避難訓練の内容 非常ベル→非常放送→指示に従いグラウンドに避難

グラウンドで出てきたクラスの順に整列

人員点呼 教科（学級）担任→学年集約→学校長

非常時の行動について

1. 非常放送を静かに聞く。

非常ベルが鳴ったら、ただちに静かにさせる。

2. 必ず先生（不在のときは代議員）の指示に従う。

放送の指示通りに誘導する。（非常事態の内容が分からないので、勝手な指示は出さない。）

3. 迅速に行動する。

出席簿を持って出る。

校舎内では焦らず、外では駆け足

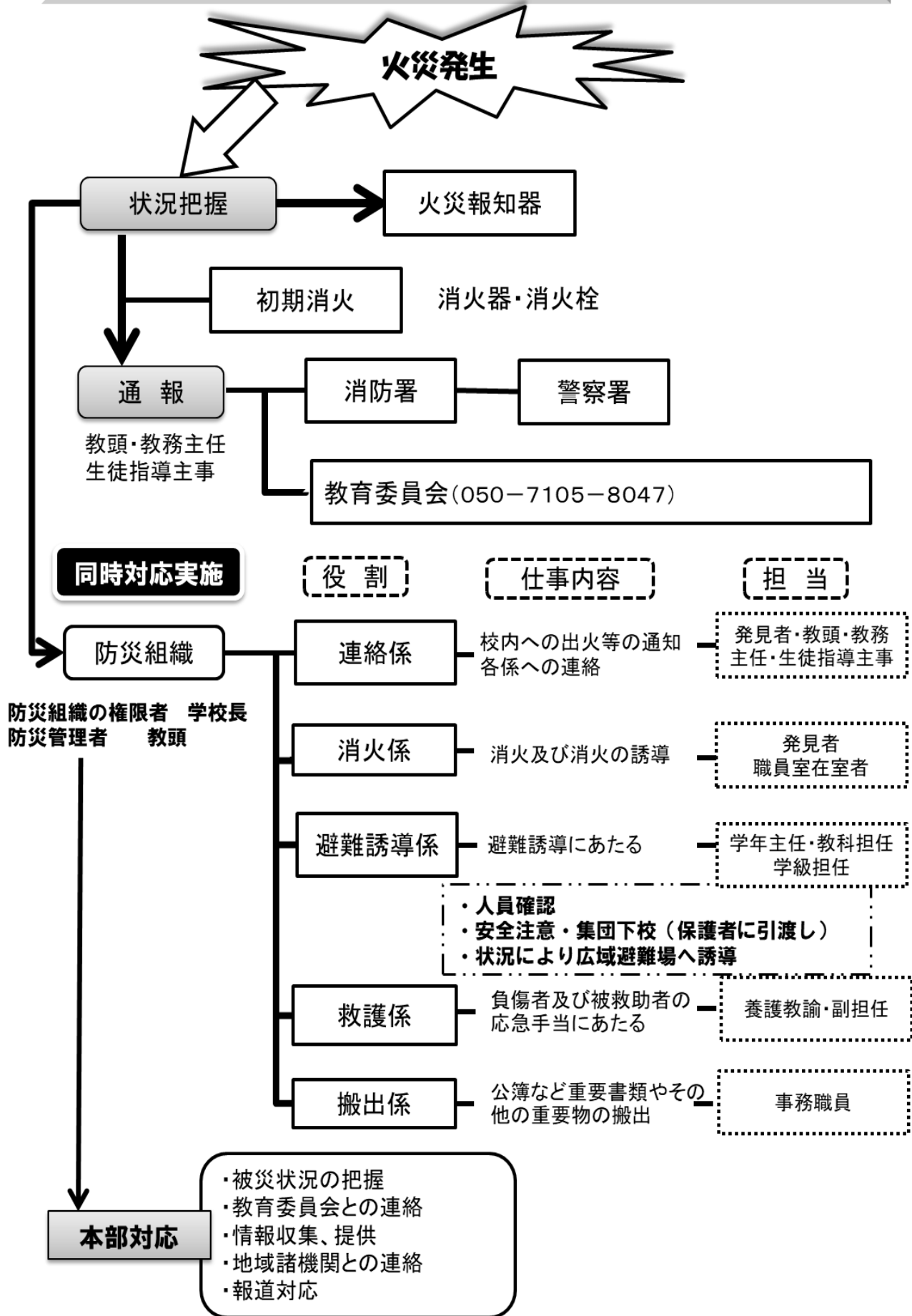
人数確認は必ず教師が行う。（教科担任、学級担任、自習時は学年の教師）

4. 避難経路の確認を。

自教室だけでなく、特別教室も

5. 休憩時等には非常放送に従う。

火災発生時のマニュアル



地震、津波等発生時の校内対応

1、 教職員の体制と学校災害対策本部の業務内容

- ・枚方市で震度5弱以上の地震が発生したとき

① 本部（総括）：校長、教頭、首席、運営委員会

- ・校内放送等による連絡や指示顧問
- ・応急対策の決定
- ・学校の設置者、市教育委員会、PTA等との連絡調整、報告
- ・報道機関等との連絡、対応
- ・情報収集

② 安否確認・避難誘導班

- ・非常持出し品の搬出
- ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
- ・安全な避難経路を使つての避難誘導
- ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告
- ・被害状況の把握

③ 安全点検・消火班

- ・初期消火、安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

*津波警報が出された時は、地震・津波の状況、避難経路等（国道1号線地下道路の浸水、京阪電車の踏切箇所等）の情報を収集し、安全確認をした後、

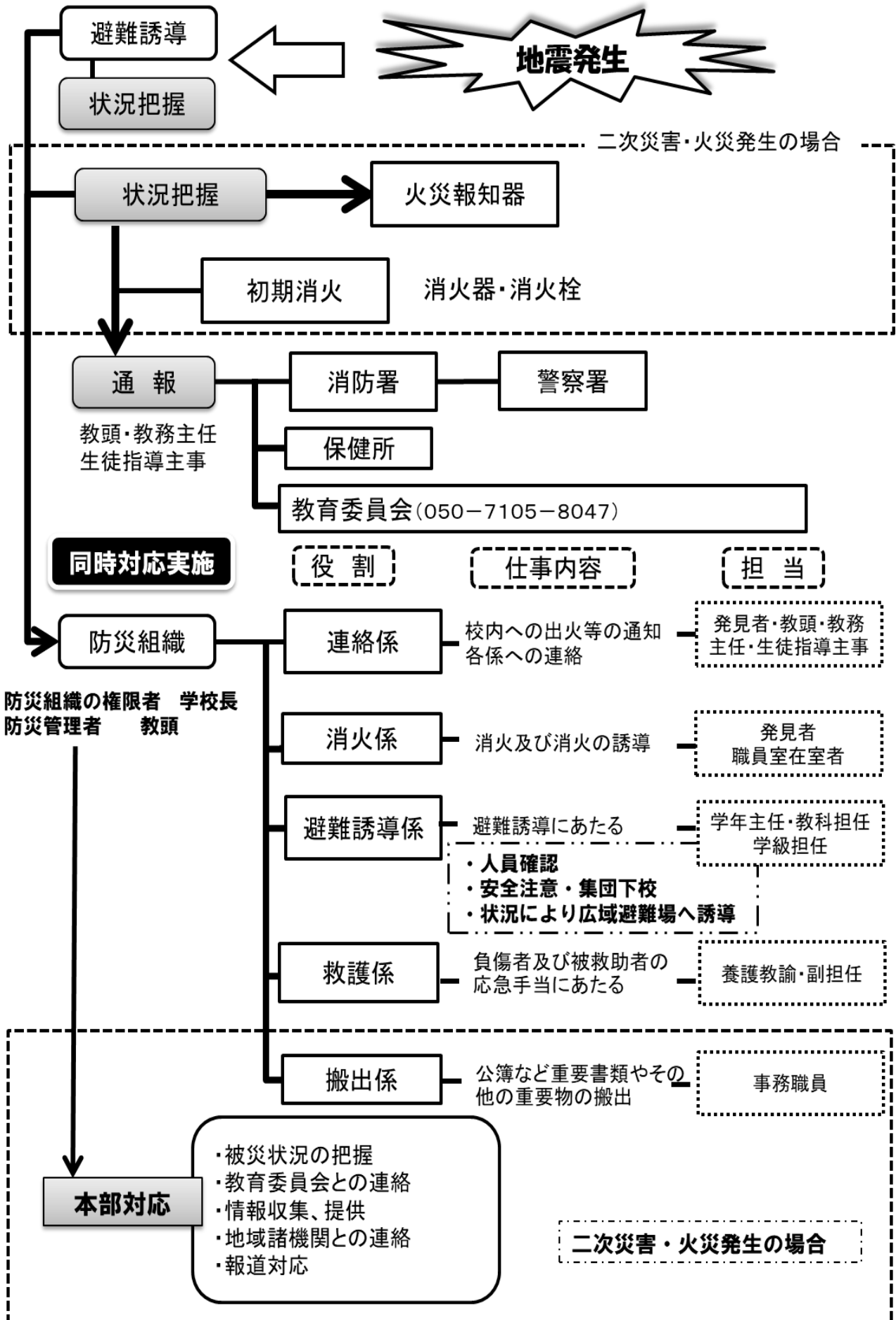
原則として、**枚方市立蹠跏東小学校** に避難するよう指示する。

住所：枚方市翠香園町 30-1 TEL：050-7102-9124

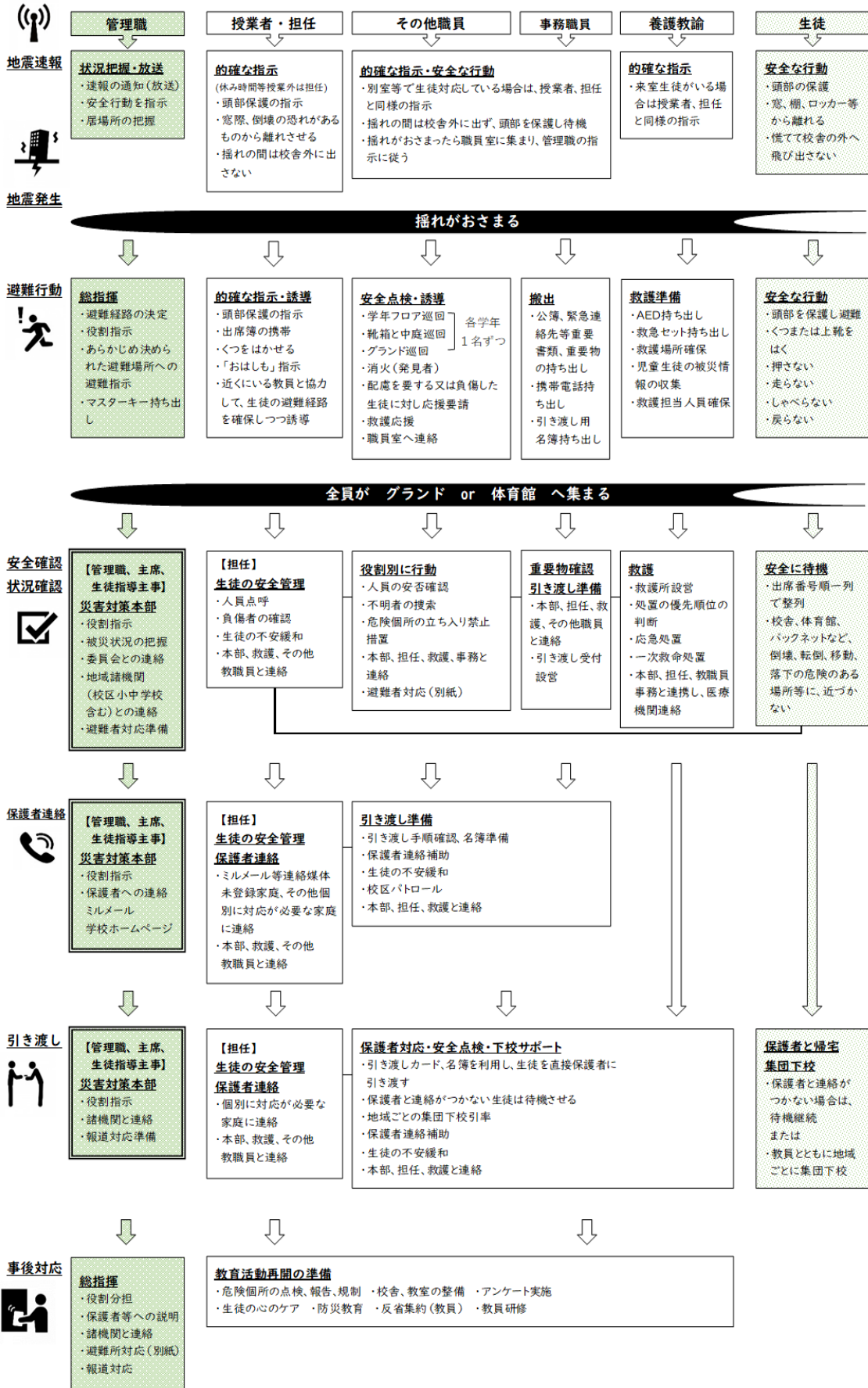
学校は、地域や学校の実態に応じた基本対応を具体的に検討するとともに、生徒・保護者・地域自主防災組織と共通理解を図っておく必要がある。

また、勤務時間外に地震が発生した場合は、学校災害対策本部で検討し、教職員緊急連絡網で全職員に連絡したのち参集する。

地震発生時のマニュアル



地震対応フローチャート（震度5弱以上を想定）



非常変災時の対応

委員会通知（非常変災時について）

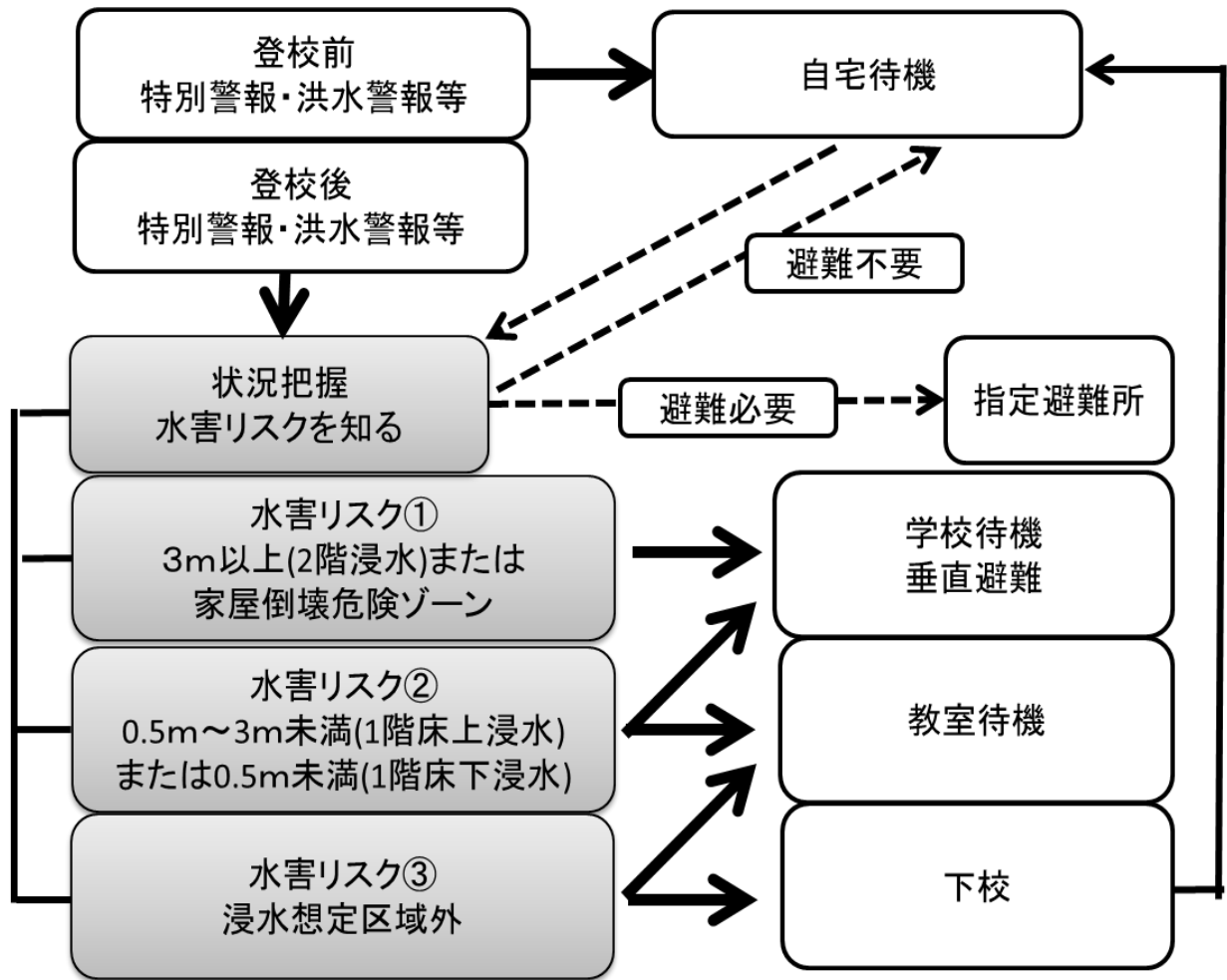
非常変災時等における措置及び自然災害等による被害状況の報告について

1. 気象状況等によって、災害の発生が予想される場合には、台風情報等気象情報を常に確認する。
2. 交通機関のストライキ等が予想される場合には、報道に注意し、運行状況の把握に努める。
3. 非常変災時の状況（気象警報発表時等）や交通機関の運行状況（ストライキ等）に応じて、やむを得ないと判断する場合は適切な措置を講じるとともに、措置状況【別紙様式1】を教育委員会に報告する。
 - (1) 前日に措置を講じた場合は、その日の午後3時まで報告する。
 - (2) 当日に措置を講じた場合は、その日の午前9時まで報告する。
 - (3) 報告先及び報告方法 児童生徒支援室にFAX（072-851-2187）または電子媒体による報告
4. 自然災害等（震度5弱以上の地震、土砂災害、洪水等）発生時は、適切な措置を講じるとともに、被害状況【別紙様式2】を教育委員会に報告する。
 - (1) 自然災害等によるはじめの被害発生から24時間以内
 - (2) 報告先及び報告方法 児童生徒支援室にFAX（072-851-2187）または電子媒体による報告
5. 特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれかが発表された時の措置について
 - (1) 幼児・児童・生徒の登校園前（午前7時の時点）
 - ① 枚方市に、特別警報が気象庁より発表されている場合は臨時休業とする。
 - ② 枚方市に、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が気象庁より発表されている場合は解除されるまで、幼児・児童・生徒は自宅待機とする。解除後については、学校園ごとに適切な措置を講じる。
 - (2) 幼児・児童・生徒が在校園中
 - ① 特別警報が気象庁より発表された場合は、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。
 - ② 暴風警報又は、暴風雪警報が気象庁より発表された場合は、すみやかに下校措置を講じる。下校に際しては、安全対策に万全を期する。
 - ③ 洪水警報が気象庁より発表された場合は、雨量・通学園路の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校させる、学校園に待機させるなど、適切な措置を講じる。
 - (3) 早朝の預かり保育については、午前6時の時点で枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、中止とする。
 - (4) 土砂災害警戒区域が敷地内に含まれる学校園については、教育委員会が災害情報を収集し、適切な措置を講じる。
 - (5) 学校施設等の管理に万全の措置を講じる。
6. 地震発生時における措置について
 - ・ 枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとる。
 - (1) 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。
 - (2) 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
7. 家庭への連絡は、プリント等で適切に行い、必要に応じて学校園メール配信システムを活用すること。
8. やむを得ず臨時休業の措置をとった場合は、年間指導計画に基づき、適切な補充の方途を講じる。

【非常災害時の配備体制】Yドライブ—教職員課—学校園用事務手引き—10 非常災害時の配備体制】

枚方市教育委員会
令和元年（2019年）6月13日適用

気象災害(水害)発生時のマニュアル



同時対応実施

役割

仕事内容

担当

防災組織

避難誘導係

・避難誘導・人員確認
・安全注意・集団下校

学年主任・教科担任
学級担任

防災組織の権限者 学校長
防災管理者 教頭

連絡係

校内への出火等の通知
各係への連絡

教頭・教務主任・
生徒指導主事

・被災状況の把握
・教育委員会との連絡
・情報収集、提供
・関係諸機関との連絡

搬出係

公簿など重要書類やその
他の重要物の移動・搬出

事務職員

「枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令されている場合」

「特別警報」または「警報」発表時の措置について（R3.5.26～）

枚方市立蹠跽中学校

気象状況により、災害発生が予想される場合は、常に気象情報等の確認をお願いします。
 また、枚方市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」及び「洪水警報」のいずれかが発表された場合には下表に示した通りの措置をおこないます。
 ご家庭において、下表の通りの対応をお願いすることになります。よろしくお願い致します。

特別警報	I. 枚方市に、午前7時の時点で「特別警報」が発表されている場合は、 臨時休業(休校) とします。			
	II. 登校後に「特別警報」が発表された場合は、 原則として学校待機 とし、状況に応じて、教育委員会と連携して対応します。			
警報	I. 枚方市に「暴風警報・暴風雪警報・洪水警報」のいずれか一つでも発表されている場合			
	午前7時現在	発表中	登校せず、午前9時まで自宅待機	
	午前9時現在	発表中	登校せず、午前10時まで自宅待機	
		解除	10時25分～10時40分に登校 (3限目10:45から授業)	給食あり
	午前10時現在	発表中	登校せず、正午まで自宅待機	
		解除	11時25分～11時40分に登校 (4限目11:45から授業)	給食あり
	正午現在	発表中	臨時休業(休校)	
		解除	13時00分～13時15分に登校 (5限目13:20から授業)	給食なし
II. 登校後に「暴風警報・暴風雪警報・洪水警報」が発表された場合は、状況を鑑み下校させます。帰宅後の生徒が困らないよう、各家庭にあらかじめ準備をお願いします。				
※その他	枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令されている場合			
	気象情報及び避難情報により、上記のI. II. の解除時の対応と(対象の地域の生徒のみ登校を見合わせる等)異なる場合があります。その場合は、枚方市から指示が出ます。			
○週休日(土曜日・日曜日)・祝日並びに長期休業中に「特別警報」及び「暴風警報・暴風雪警報・洪水警報」が発表された場合の部活動については、原則中止といたしますが、警報が解除され部活動をおこなう場合は、各顧問からお知らせします。				

不審者侵入防止対策

重点事項

- ・来校者が無断で校内に立ち入る事を防止する。
 - ・登下校時等の開門中は必ず生徒の出入りを管理する。
 - ・登下校時以外は、全ての門を閉鎖し、自由に出入りできないようにする。
 - ・来校者に対する出入口は1カ所に限定し、出入りを確実に把握する。
- (1) 校門の管理について
- ・来校者にはインターホンで職員室に連絡してもらう。
- (2) 裏門（通用門）の管理について
- ・裏門（通用門）は終日鍵による閉鎖を行う。

不審者の侵入防止・侵入時の危機管理 マニュアル

1. 警察・教育委員会・近隣学校・保護者等からの不審者情報等がある時

- (1) 情報の確認と職員集会
- (2) 校内パトロール（2名1組で）を実施する
- (3) 緊急対策本部で対策を決定する

2. 見知らぬ来校者を見かけた時

見かけた教職員は、常に声をかける。「来校者名札」を着用しているかチェックする。

- (1) 着用している場合
- あいさつと声かけ
 - 「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等
 - 挙動不審の場合には、職員室まで案内する。
 - 「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越してください。」等
 - 案内を拒否した場合には、退去を求める。
 - 「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。
 - ※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。（大声等）
 - **【不審者等に係る危機管理マニュアル】**
- (2) 着用していない場合
- 「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。
 - 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらう。
 - 受付を拒否した場合には、職員室まで案内する。
 - 「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越してください。」等
 - 案内を拒否した場合には、退去を求める。
 - **【不審者等に係る危機管理マニュアル】**
 - 「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。
 - ※対応に従わない場合、他の教職員に連絡。（火災報知器、大声等）
3. 生徒から不審者の情報が入った時
- 複数で現場に急行し、上記の対策を取る。

3. 職員室に案内した時

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、職員室に通してから連絡し複数教職員で対応する。

- 「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。
- (1) 理解いただき、用件のある場合
- 来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。
- (2) 理解いただけない場合・用件のない場合
- 退去を求める。
 - 「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

4. 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

○必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会(050-7105-8047)
- ・枚方警察(072-845-1234)
- ・蹉跎西小学校(050-7102-9104)
- ・伊加賀小学校(050-7102-9172)
- ・蹉跎東小学校(050-7102-9124)
- ・PTA生活指導委員会

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがあると判断する場合【危機管理マニュアル】

→ 恐れがないと判断する場合

※再度退去するよう説得する。関係諸機関に連絡する。

不審者等に係わる危機管理マニュアル

1. 生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある又は高い場合（レベルA）

挙動不審の場合は複数で対応する。

→緊急放送「緊急放送です。校長先生、〇〇（不審者の現在位置）まで来て下さい」

（3回繰り返す）

※教職員は、不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及ぶ危険性があることを全員に知らせる。（原則として、状況が判明するまで、教室等で待機）

○本部は必要に応じて関係諸機関へ連絡する

- ・教育委員会(050-7105-8047)
- ・枚方警察(072-845-1234)
- ・蹉跎西小学校(050-7102-9104)
- ・伊加賀小学校(050-7102-9172)
- ・蹉跎東小学校(050-7102-9124)
- ・PTA生活指導委員会

→生徒の安全確保

安全・救護班は当該学年の生徒の所に行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

侵入者対応班は侵入者のいる場所にてできるだけ早く行き、侵入者の対応に当たる。

→侵入者の確保

侵入者対応班は侵入者を拘束又は校外に追い出し、安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

教室で待機、放送等の指示を待つ。

→緊急放送

「緊急放送です。緊急放送です。校長先生、〇〇（不審者の現在位置）まで来て下さい」

（3回繰り返す）

誘導経路は侵入者の拘束位置を確認し、その場からできるだけ遠い階段、廊下を利用する。

※生徒を点呼し全員の安全を確認する。

2. 生徒や教職員に危害が及んだ場合（レベルB 緊急事態発生）

○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる等。
- ・ 近くに生徒がいる場合はすぐ逃げるように指示。生徒と侵入者の間に入り、侵入者を生徒に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして生徒を侵入者から遠ざけるようにするなど、生徒の安全を図る。
- ・ 侵入者に注意しつつ負傷した生徒等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）。
- ・ 被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ（約10分間）。
- ・ 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○ 本部

- ・ 校長：直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- ・ 教頭：教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。

→緊急放送「緊急放送です。緊急事態発生。レベルBです。生徒の皆さんは〇〇（不審者の現在位置）から離れて教室、グラウンド、体育館に入りなさい。」（3回繰り返す）

（その時の状況判断で変わる）

※教職員は 不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及んでいる状態であることを全員に知らせる。（指示のない場合、原則として状況が判明するまで、教室等で待機）

○ 侵入者対応

- ・ 現場へ急行する。（防御に利用できる用具〔さすまた・木の棒等〕を持参する→校長室・職員室にさすまたを設置）警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ（約10分間）。侵入者が逃げた場合は、追跡する。（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）
- ・ 校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。

→生徒を安全な場所へ

- ・ 生徒を一つの安全場所（グラウンド、体育館）へ避難させる。
- ・ 生徒を点呼し、全員の安否を確認する。確認後、本部へ連絡。

3. 注意として

- (1) 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合（近くに侵入者等がおらず状況が不明の時）は、原則として状況が判明するまで、生徒を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
- (2) 教職員が生徒の近くにおり、生徒に指示できる場合は次のようにする。
 - A 生徒を教室に待機させる場合
 - 教室の窓、扉を閉める。生徒の人数確認後は施錠する。
 - 教室内では生徒を出入り口から遠ざけておく。
 - 教職員は防御できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える。
 - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
 - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
 - * 体育館（原則）
 - * 運動場
 - B 生徒を緊急に避難させる場合（近くに侵入者があり、緊急に生徒の安全を確保するとき）
 - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
 - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、生徒が避難できるよう時間を稼ぐ。
 - 避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。
- (3) 休憩時間等で教職員が生徒の近くにいない場合について、生徒に日頃から次のように指示しておく。
 - 来校者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
 - できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせなさい。
 - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げること。
- (4) 教師として
 - 生徒の安全確保を最優先に考えて冷静に行動する。
 - 本校職員であることが誰にでもわかるように、校内では名札を付ける。
 - 生徒だけを残す状況をつくらない。
- (5) 侵入者に対して
 - 侵入者と一定の距離を置き、複数で対応する。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。（校長室・職員室にさすまたを設置）警察が到着するまで、時間をかせぐ（約10分間）。
- (6) 生徒に対して
 - 侵入者に近付かない。侵入者から逃げる。
 - 侵入者が、危害を加えようとした場合、椅子、机、ほうき等で防御する。

不審者侵入時の役割分担

役割	分担	発生時・直後の対応
本部	◎校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 保健主事 事務主担	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察(110番)、消防(119番)への通報 ・校内緊急放送 ・生徒への指示の決定 ・教育委員会への連絡及び支援要請 ・近隣学校園への連絡 ・保護者(PTA本部役員等)への連絡 ・通信方法の確保(電話・FAX・E-mail等) ・報道機関の対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行 ・記録
安全・救護	◎各学年主任 各学年担任 ◎保健主事 養護教諭 各学年副担任 事務 技術員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・経路の設定 ・生徒の誘導 ・生徒の点呼 ・生徒の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア着手 ・記録 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認、全容把握 ・負傷者の応急手当 ・負傷者の搬出 ・救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・負傷者搬送先の確認 ・負傷生徒の保護者への連絡 ・学校医への連絡
侵入者対応	◎生徒指導主事 生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握

児童虐待（疑い）時のマニュアル

児童虐待（疑い）

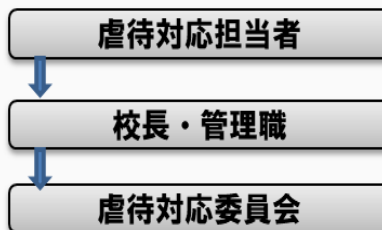
早期発見

- ※**学校生活**
集団からの孤立、接触を避ける
情緒の不安定、虚言など
- ※**健康観察**
連絡のない欠席、乏しい表情
外傷・打撲・火傷など
出血斑の痕跡、発達・発育遅れ
身体・衣服の汚れ
- ※**家庭生活**
子への関心が希薄
子供を受容できない、食事を与えない

総合的に判断する

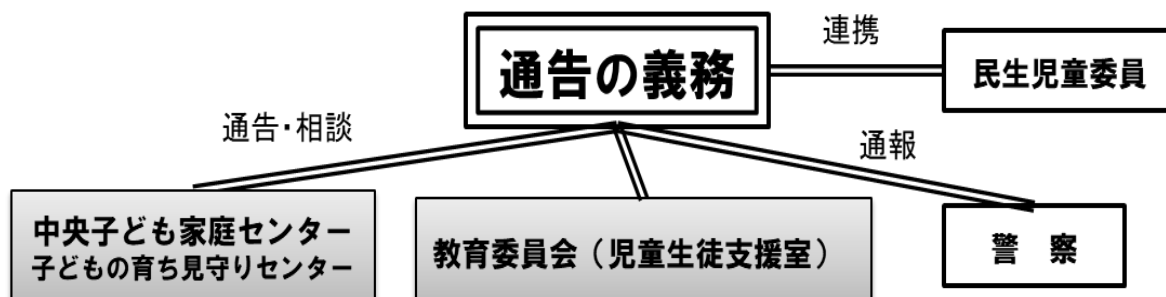
早期対応

- ※ 生徒の言動や外傷、部位などの詳細な記録
- ※ 組織的な対応の周知徹底

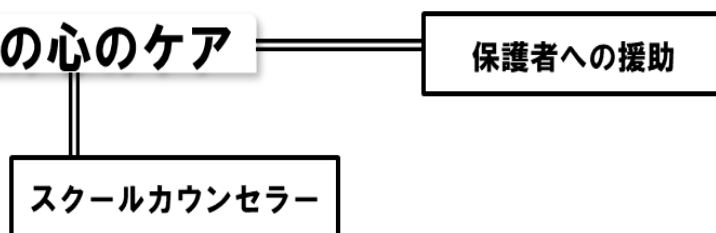


校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年生指

関係機関への通告（相談）



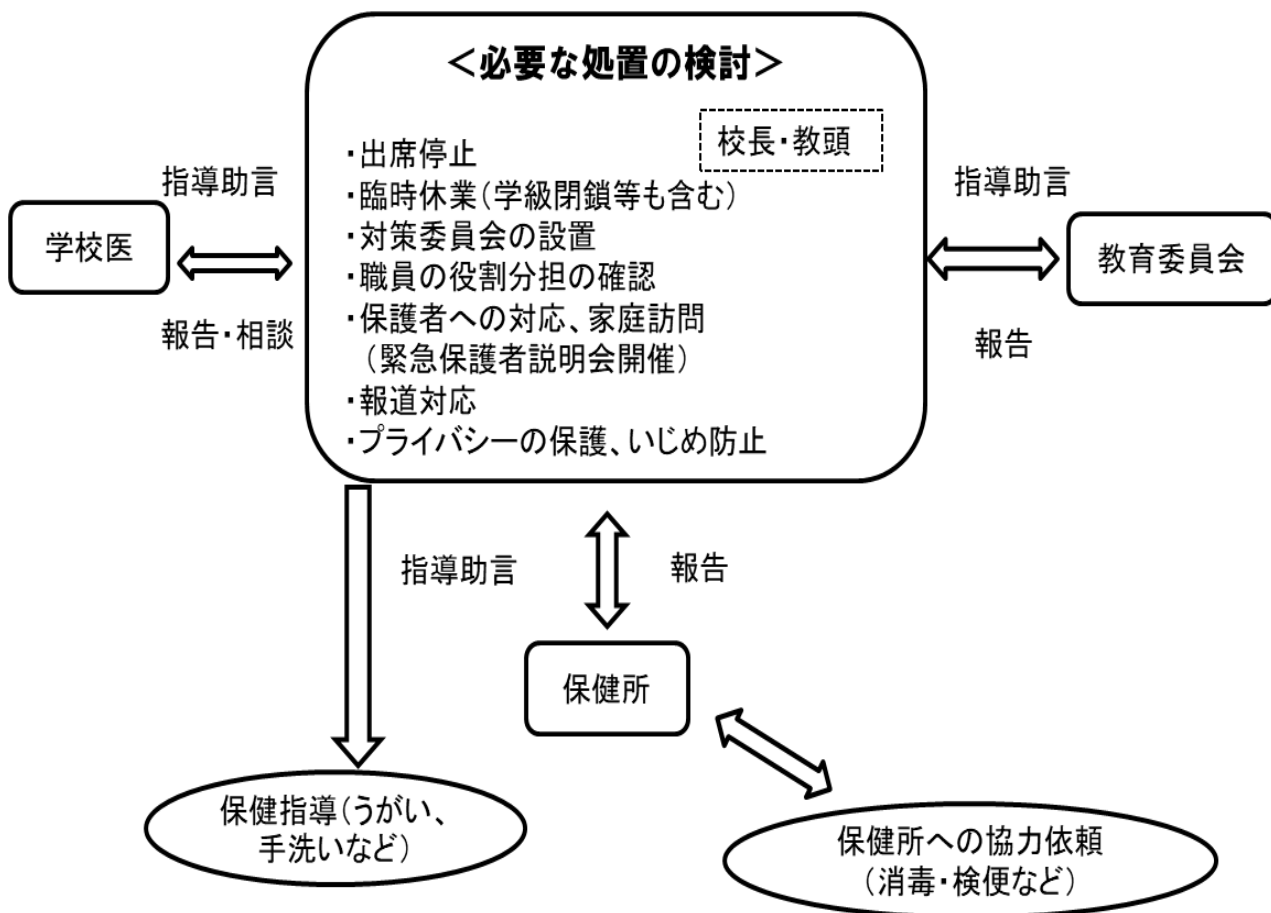
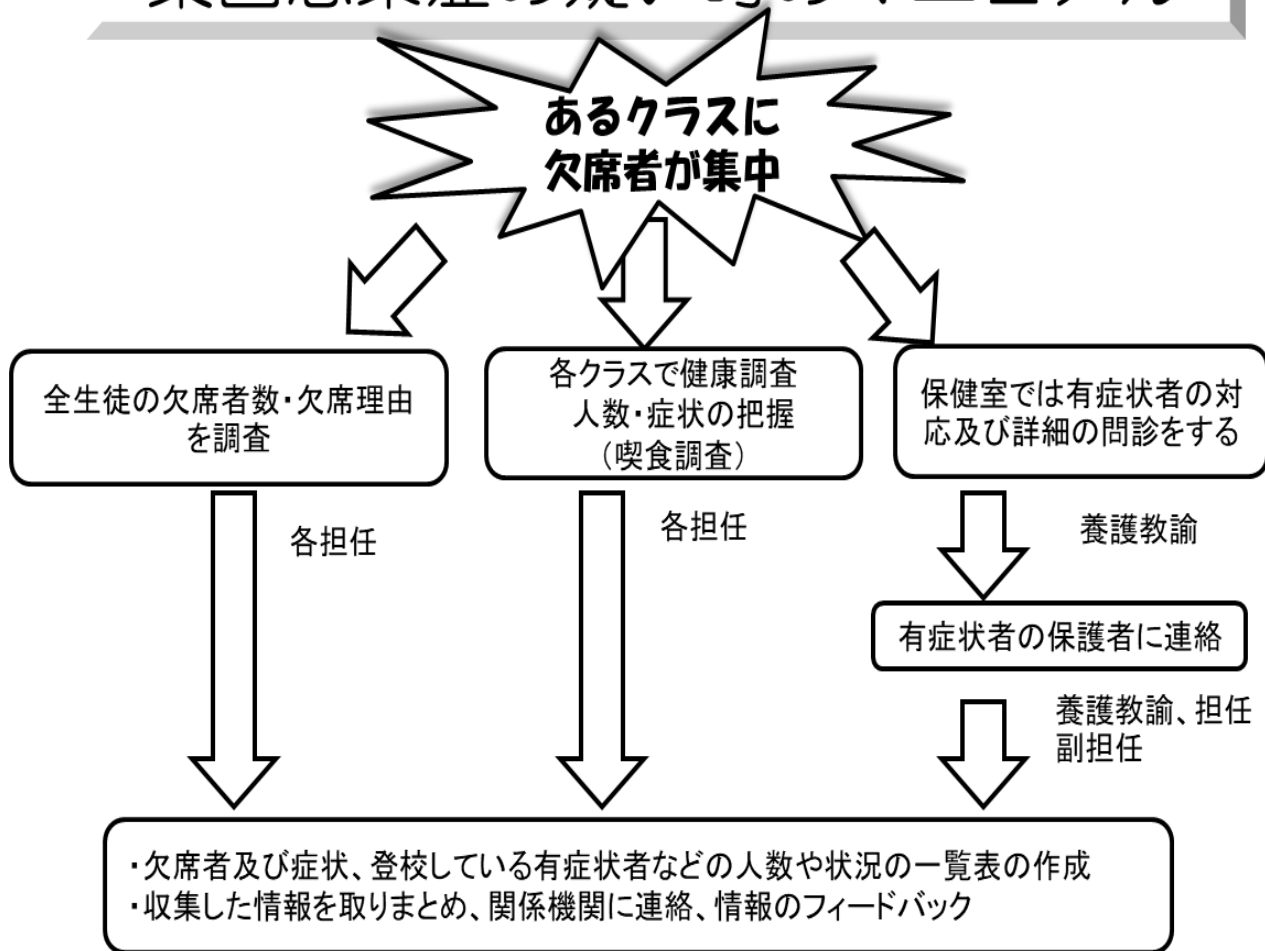
生徒の心のケア



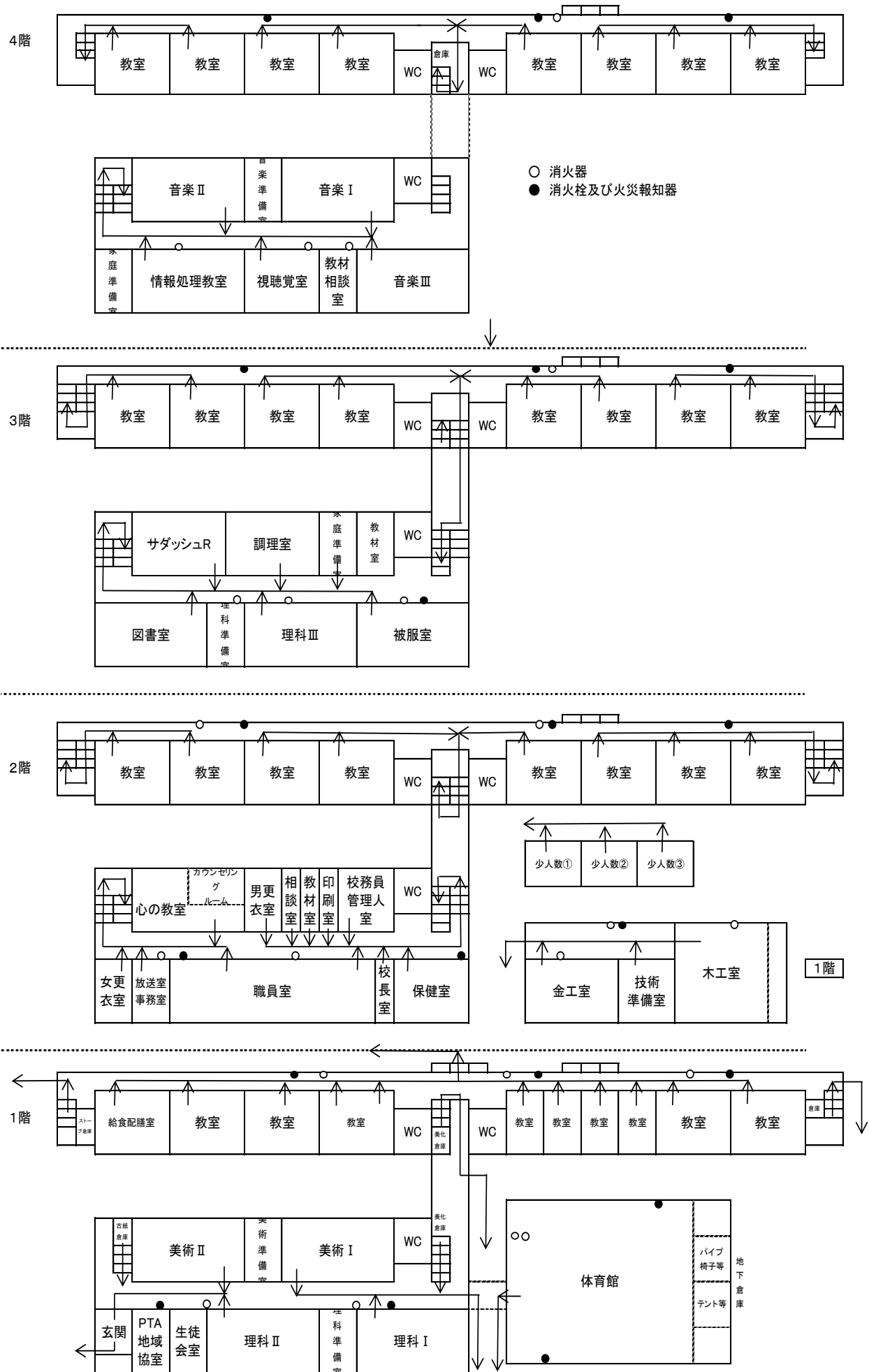
対応の方向性

- 早期発見・早期対応の可能な校内体制づくり
- 組織的対応と職員への周知
- 中央子ども家庭センター・子どもの育ち見守りセンターとの組織的連携対応
- 長期的に対応するための校内の組織的なバックアップ
- 学校にできること、関係機関に依頼することを絶えず考え、密な連絡

集団感染症の疑い時のマニュアル



避難経路



Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含めています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外 ・ 園 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 扱 方 法	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する